

令和6年第1回鶴ヶ島市農業委員会総会議事録

開催日・場所	令和6年1月25日(木) 鶴ヶ島市役所 504会議室			
開会時刻	午前9時57分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之	
閉会時刻	午前10時53分	宣告者	議長(会長) 町田 弘之	
議長	会長 町田 弘之			
委員の出席状況				
農 業 委 員			農地利用最適化推進委員	
議席番号	氏 名	出欠席	氏 名	出欠席
1	沼田 富子	出席	高沢 健二	出席
2	岡野 とし子	出席	小川 清志	出席
3	比留間 正道	欠席	吉澤 弘次	出席
4	須藤 良春	出席	新井 一三	出席
5	町田 弘之	出席	瀧 島 誠	出席
6	沼倉 裕之	出席		
7	小川 佐智恵	出席		
8	長谷川 正博	出席		
9	新井 正美	出席		
総会に出席を求めた者			事務局の出席状況	
市民生活部産業振興課主査 田中正三			職 名	氏 名
			事務局長	玉木 亨
			事務局次長	遠藤 俊一
			主 査	高橋 浩
			主 任	岩波 圭介
議事の日程				
日程第1	議事録署名委員の指名について			
日程第2	議案第1号 農地法第3条の規定による許可について			
日程第3	議案第2号 鶴ヶ島市農業振興地域整備計画の変更に対する意見具申について			
日程第4	議案第3号 是正勧告書の交付について			
日程第5	報告第1号			
日程第6	その他			
議 事 (担当)		内 容		
開会	議長	<p>農業委員9名中8名が出席し、法に定める定足数に達しており本総会は成立します。 なお、農地利用最適化推進委員5名中5名が出席しております。 これより令和6年第1回農業委員会総会を開会します。</p>		
日程第1	議長	<p>議事録署名委員の指名について 議席番号8番 長谷川正博 委員 議席番号9番 新井 正美 委員 を指名します。</p>		
日程第2	議長	<p>議案第1号 農地法第3条の規定による許可についてを議題といたします。 事務局より説明をお願いします。</p>		
	事務局	<p>議案書等をもとに、説明します。</p>		

申請地は、県立鶴ヶ島清風高校の南西約1キロに位置する第2種農地で、農業振興地域の農用地に指定されています。

申請人は、住所地の妻の実家に、妻、長男、義母の4人で住んでいます。申請地は、申請人が義父及び義母と共に耕作していた土地で、平成21年11月に同居していた義父が亡くなり、義姉が相続した後も、義姉と共に、さといも、ジャガイモ、サツマイモ、大根、ナス、枝豆などの作物を栽培しています。

こうしたなか、今般、義姉から耕作している農地の一部を購入しないかとの提案を受けました。家族で考えた結果、息子さんが会社勤めをしながら週末には農作業を手伝っており、将来も引き続き耕作を続けていく意志が確認できたことなどから、申請地を取得し農業を行っていくことにしたとのことです。

なお、農機具については、義姉と共同購入したマメトラとミニ耕運機を所有しています。

議長 次に担当する農業委員から説明をお願いします。

農業委員 譲受人に、確認した内容を報告します。
譲受人は、金融機関に勤務しながら約30年間、申請地で作付けをしており、所有する山林では、果樹栽培やビニールハウスを利用したトマト栽培をしているとのことです。
その他については、事務局の説明のとおりです。

議長 次に担当する農地利用最適化推進委員から説明をお願いします。

推進委員 譲渡人に確認した内容を報告します。
譲渡人には後継者がいないことから、今回の申請に至ったとのことです。その他については、事務局の説明のとおりです。

議長 出席委員からの質問、意見等を求めます。
質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。

委員 3点質問します。1点目、申請地は接道していません。進入路は確保できますか。2点目、申請地に隣接する農地の所有者は分かりますか。3点目、譲受人は、山林で果樹栽培などを行っているとの説明がありました。所有する山林は分かりますか。

事務局 1点目の接道の関係について説明します。譲受人の住まいは、申請地に隣接していますので、宅地から直接申請地に入ることができます。2点目の申請地の東側に隣接する農地の所有者は、譲渡人となっています。譲渡人の意向で、この隣接する農地は、譲渡人が耕作を行うとのこと。3点目の山林につきましては、譲受人からの聞き取りの範囲ではありますが、申請地の北側に隣接する2筆は所有しているとのこと。

委員 譲受人の自宅敷地の接道はどうなっていますか。配付された資料ではよく分かりません。

事務局 配付した資料で説明しますと、自宅敷地の左下にグレーで表示されている部分が進入路となっています。事務局による現地確認も行っています。

議長 ほかにご意見等ございますでしょうか。
特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。
本件について、許可とすることに賛成する委員の挙手を求めます。

		(挙手全員)
	議長	挙手全員のため、本件は、許可とすることに決定しました。
日程第3	議長	<p>議案第2号</p> <p>鶴ヶ島市農業振興地域整備計画の変更に対する意見具申についてを議題といたします。</p> <p>本件につきましては、市長から、鶴ヶ島市農業振興地域整備計画を変更したいので、農業振興地域の整備に関する法律施行規則の規定に基づき、意見を求められているものです。</p> <p>説明員より、説明をお願いします。</p>
	説明員	<p>はじめに、農業振興地域整備計画について説明します。</p> <p>農業振興地域整備計画は、法により県が指定した農業振興地域の区域内にある市町村にその作成が義務づけられています。本市においては、市街化調整区域の全域が指定されており、本文にあたるマスタープランと、農振農用地、いわゆる青地の地番図である農用地利用計画から成る計画を策定しています。</p> <p>計画の変更は、農振農用地の除外申出により農用地利用計画を変更する場合と、本件のように社会情勢の変化などにより、市が主体となって全体見直しを行う場合とがあり、いずれの場合も農業委員会からの意見を聴くことと、埼玉県との同意が必要となります。</p> <p>次に、計画の変更理由及び内容について説明します。</p> <p>はじめに、変更理由について説明します。現行の鶴ヶ島市農業振興地域整備計画は、前回の全体見直しから16年が経過し、本市の諸計画との矛盾が生じています。また、国道407号バイパスの開通や都市計画道路川越鶴ヶ島線の4車線化により集団的農地が分断され、農業の効率的な土地利用が困難となっている農地が生じています。このため、本市の実情や諸計画と調和がとれた整備計画とするため変更するものです。</p> <p>次に変更内容について説明します。マスタープランについては、令和4年度に行った基礎調査に基づく数値の更新、情勢の変化による表現の変更・修正、その他文言の整理を行いました。なお、本案につきましては、令和4年度から約1年半にわたる市の農政推進審議会での審議、答申を踏まえて作成しています。</p> <p>農用地利用計画については、公共事業、集団的農地からの分断、小規模点在の3点から検討し、農用地から除外する農地を決定する一方、除外後の計画中止による再編入、優良農地への編入希望による編入を行いました。</p> <p>その結果、除外面積が合計で約15.2ha、編入面積が合計で約0.5haとなり、差し引き約14.7haが農振農用地から除外されることとなります。</p>
	議長	<p>出席委員からの質問、意見等を求めます。</p> <p>質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。</p>
	委員	<p>配付された資料の土地利用変更説明図には、除外候補地が赤字で表示されています。その中で、赤い線で表示されている部分がありますが、この線も除外候補地となるのでしょうか。</p>
	説明員	<p>ご質問の場所は、市が公共事業として道路拡幅を行った場所となります。図面が小さいため、線的な表示となってしまいました。</p>
	委員	<p>農振農用地から除外する場所が、あちこちにあります。除外の理由を説明してください。</p>

	説明員	除外の理由は3点あります。1点目は、国や市が行う道路整備などの公共事業によるもの、2点目は、新たに国道などが開設され、概ね10haの集団的農地から分断される農地のうち、市の将来計画に位置づけられている地域にあるもの、3点目は、耕作が集団的に行えない小規模に点在している農地のうち、県と調整が整ったものとなります。
	委員	小規模点在を理由に除外が計画されている農地については、除外後に何か想定されることはありますか。
	説明員	農振農用地からは除外されますが、農地転用されるわけではありませんので、農地であることに変わりありません。
	議長	ほかにご意見等ございますでしょうか。 特段無いようですので以上で質疑を終了し、本件に対する農業委員会としての意見を決定します。 本件につきましては、何点かの質問はありましたが、変更案についての異存は無かったと思われませんが、よろしいでしょうか。 (各委員同意)
	議長	それでは、本件について異存なしとすることに賛成する委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
	議長	挙手全員のため、本件は、異存なしとすることに決定しました。
日程第4	議長	議案第3号 是正勧告書の交付についてを議題といたします。 事務局より、説明をお願いします。
	事務局	議案書等をもとに、説明します。 本件は、農地法第5条第1項の許可を得ずに農地を農地以外のものにしており、事情聴取の場等における指導にもかかわらず是正が図られておらず、指導後にも新たな土砂を搬入した疑いがあることなどから、農地法第51条第1項第1号の規定に掲げる者に該当するため、是正勧告書を交付しようとするものです。
	議長	出席委員からの質問、意見等を求めます。 質問、意見等ございましたら挙手をもってお願いします。
	委員	勧告したにもかかわらず、何の反応もなかった場合、今後の対応はどうなりますか。
	事務局	勧告後においても是正されなかった場合は、県に違反転用事案報告書を送付します。報告を受けた県は、違反者への是正指導を行います。それでも指導に従わない場合は、命令などの行政処分を行い、悪質と認められる場合や放置することが公益に著しく反する場合は、告発を行うこととなります。
	委員	土地は、違反業者の所有ですか。

事務局	違反は、山林と畑にまたがっており、山林部分は違反業者の所有で、畑部分は違反業者が地主から借りています。
委員	畑の部分については、違反業者が地主の許可を得て借りているということですか。
事務局	地主と直接連絡をとったことのある、埼玉県の出先機関である東松山環境管理事務所によりますと、地権者は2人おり、1人は過去に違反業者と相対で畑の貸借に同意した記憶があるとのこと。もう一人の地権者は、土地の貸借についての覚えは全く無いとのことでした。 地権者も農地法に違反している状況にはありますが、今回の是正勧告は、すでに是正勧告を行っている県に倣い、違反業者に対して行うものです。
議長	本件は、契約書が無いなど、地権者と業者との契約が曖昧であり、地権者が無断で土地を使用させているということが確認できないため、是正勧告については、違反行為を行っている業者に行うということによろしいでしょうか。
事務局	そのようになります。
委員	仮に行政処分が執行された場合、行政に費用負担は生じますか。また、残土の処分費用は、地権者も負担しますか。
事務局	今回の件に関して生じる事務処理費用については、業務としての範囲と考えています。なお、告発等の際に裁判費用が生じることも考えられますが、告発等に関しては県が実施することとなります。裁判費用等、具体的な県の対応については把握しておりません。 市農業委員会の事務手続きについては、違反転用事案報告書を県に送付することにより終了します。今後は、引き続き県と連携しながら是正指導を行っていくこととなります。 また、残土の処分費用については、基本的には残土を持ち込んだ業者が負担するものと考えています。地権者との契約の内容により、業者が地権者に処分費用を請求するようなことがあっても、それは民民の係争手続きになると思われま。
委員	いろいろと問題はあるかもしれませんが、現地に是正勧告を行っている旨の表示、掲示はできますか。
事務局	違反転用指導に関する事務処理フローによると、是正勧告書については、交付すると規定されてされており、掲示できるものかどうかここでは判断できません。確認して後日報告させていただきたいと思えます。
議長	ほかにご意見等ございますでしょうか。 特段ないようですので質疑を終了し、採決を行います。 本件につきましては、何点かのご質問はありましたが、勧告の内容についての質問等は見受けられなかったと思えますので、原案のとおり実施したいと思えますが、よろしいでしょうか。 (各委員同意)
議長	それでは、本件について、原案のとおり実施することに賛成する委員の挙手を求めます。

		(挙手全員) 議長 挙手全員のため、本件は、原案のとおり実施することに決定しました。
日程第5	議長 事務局 議長 議長 議長	報告第1号 「報告事項について」を議題といたします。 事務局より、説明(報告)をお願いします。 議案書をもとに、説明(報告)します。 ・農地法第2章第1節の許可及び不許可の状況 令和5年第11回総会における審議案件 5件 ・農地法第5条の規定による許可の取消申出 について なし ・農地法第4条の転用届出専決処分 なし ・農地法第5条の転用届出専決処分 2件 ・農地法施行規則第29条第1号に基づく届 出 なし ・農地改良等に係る届出 なし ・諸証明の発行 1件 出席委員からの質問、意見等を求めます。 (質問・意見なし) 特段ないので質疑を終了し、採決を行います。 本件について、承認することに賛成する委員の挙手を求め ます。 (挙手全員) 議長 挙手全員のため、承認することに決定しました。
日程第6	議長 事務局	その他について、説明事項等がありますか。 特にありません。
議事録の署名	議長 事務局	それでは、事務局より、議事録の報告をお願いします。 本日の総会議事録を読み上げ、報告を行い、議事録の署名を 求める。 議長及び議事録署名委員(2名)の3名が署名する。
閉会	議長	以上をもって、令和6年第1回農業委員会総会を閉会しま す。